

一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月4日

岡山市長 大森雅夫

1 入札に付する事項

1	件名	新庁舎調達什器（傘立てほか）
2	納入場所	市指定場所
3	納入期間	令和8年8月21日まで
4	支払条件	物品納入後とし、請求書を受理した日から30日以内とする。
5	入札案件概要	・傘立てほか 計46品目、182点 ※詳細は、仕様書を参照すること
6	その他	※入札書の提出は岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。

2 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間	公告日から開札日まで
2	公告方法	入札・契約ホームページ「物品」⇒「入札・見積合せ情報 [物品]（契約課発注）」⇒「一般競争入札一覧」に掲載する。
3	仕様書閲覧期間	公告日から開札日まで
4	仕様書閲覧場所	入札・契約ホームページに掲載する。
5	仕様書取得期間	公告日から開札日まで
6	仕様書取得方法	入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。
7	仕様書質問期間	公告日から 令和8年2月19日（木）午後4時まで
8	仕様書質問方法	質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問（新庁舎調達什器（傘立てほか）」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 TEL 庁舎管理課 086-803-1152
9	仕様書質問提出先	総務局 総務部 庁舎管理課 Eメールアドレス choushakanri@city.okayama.jp FAX 086-225-5487
10	仕様書回答掲載期間	令和8年2月26日（木）午後4時から 開札日まで
11	仕様書回答掲載場所	入札・契約ホームページ内に掲載する。
12	入札方法	入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2-15に定める開札日以後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。
13	入札受付開始日時	令和8年2月26日（木） 午後4時
14	入札受付締切日時	令和8年3月2日（月） 午後4時
15	開札日時	令和8年3月3日（火） 午前9時0分
16	開札場所	岡山市役所（本庁舎）5階入札室

17	参加資格確認申請書類	開札の結果、「共通事項」3-(6)により一般競争入札参加資格の確認対象者となった者（以下「確認対象者」という）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。 <添付書類> ① 指名停止等措置状況調書 ② 納入物品明細書 ③ 引受証明書 <u>申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>
18	参加資格確認申請書類提出方法	確認対象者の申請書等の提出方法は、申請書等を契約課へ直接持参するかまたは契約課へメール送信するかのどちらか一方とする。メール送信する場合の提出先メールアドレスは、(buppin@city.okayama.jp)とし、メールの件名に「入札参加資格確認申請（新庁舎調達什器（傘立てほか））」と記載すること。そして必ず契約課物品契約係へ電話（TEL 086-803-1156）し、資料の到達確認を行うこと。 ※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口受付時またはメール到達確認時には申請書等の内容確認は一切行わない。
19	参加資格確認申請書類受付期間	令和8年3月5日（木）午後5時15分まで （岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。） ※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。
20	参加資格確認申請書類受付場所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所5階契約課

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	「共通事項」1のとおり
2	登録部門	物品
3	登録区分	希望業種（大分類） 指定なし
4	営業所所在地要件	市内業者，市内扱い業者，準市内業者又は市外業者
5	その他	・什器メーカー等が証明する「引受証明書（様式指定）」が提出できること

4 この入札に関する注意事項

1	入札金額登録	税抜きの総額
2	同等品申請について	・参考製品以外の製品で見積もる場合は、仕様書質問期間内に、電子メールで行うこととし、P12（2）に示す方法で申請を行うこと。 ・回答は入札・契約ホームページに掲載する。

物品の一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき一般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿「物品（原材料を含む）」に登載されていること。
- (3) 公告に定めた開札日時において本市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 入札受付締切日時までに、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムにおいて利用者登録を完了していること。

2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (3) ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞、読み取り不能、破損等入札参加者の責により使用できなくなった場合を除く。）には、入札受付締切日時の1時間前までに、岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）に定める様式第1号：書面入札参加承認申請書（入札・契約ホームページ→電子入札ページに掲載。）を持参し、市長の承認を得た上で、対象業務におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、対象業務の開札日がICカードの有効期限内であり、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。
 - ① 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。
 - ② その他やむを得ない事由があると認められる場合。
- (4) 書面参加に変更した者は、対象業務において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- (5) (3)の場合において、入札参加者は入札書（入札・契約ホームページ→入札・見積合せ情報〔物品〕（契約課発注）に掲載。）に必要事項を記入し、契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）したものを封筒に入れ、密封して入札受付締切日時までに持参提出すること。封筒の表には、入札参加者名及び件名を記入すること（入札・契約ホームページ→電子入札ページ→電子入札案件における書面入札についてを参照。）。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に登録された金額（書面による入札参加者は、入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録（書面による入札参加者は、入札書に記載）すること。
- (7) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。(3)の場合において、書面による入札参加者は、入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入（「000」は記入できない。）すること。

なお、くじ用数字欄に「001」から「999」までの数字の記入がないときは、当該数字を「999」と記入されたものとみなす。
- (8) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。ただし、開札予定日時までに契約課に所定の入札（見積）書錯誤届を提出し、本市が錯誤と認めた入札書は無効とする。

- (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。
- (10) 電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (11) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告に定める開札日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(12)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 上記(2)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (4) 1回目の入札において、(2)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) 上記(4)又は(5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (7) 上記(6)に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者（以下同一価格入札者）という。）が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
 - ① 同一価格入札者ごとに、入札書が到着した順（電子入札システムサーバー受信時刻順）に0から番号を付す。
 - ② 同一価格入札者ごとに、登録されているくじ番号と電子入札システムサーバー受信時刻の到着ミリ秒の小数点以下3桁を合計した数の下3桁（以下「決定くじ番号」という。）を算出する。
なお、2(3)に規定する書面による入札参加者のくじ番号は、入札書に記入されたくじ用数字とし、到着ミリ秒は本市職員が電子入札システムに入札価格を登録した時刻とする。
 - ③ 同一価格入札者の決定くじ番号の合計を同一価格入札者の数で除した余りの数と、①で付された番号の一致した者を第1順位の確認対象者とする。その他の者は①で付された番号が第1順位の確認対象者の番号から数字が大きくなる方向に向かって順位を付し、該当するものがなくなった後は、小さな数字の者から続きの順位を付すものとする。
- (8) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することができる。
- (9) 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることができる。
- (10) (9)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。
- (11) (9)及び(10)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (12) 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退し

たものとみなす。

- (3) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合がある。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (10) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (12) 2(3)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(11)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札書に記名押印がない入札
 - ② 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
 - ③ 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書に記載された件名又は入札者名が相違する入札
 - ④ 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
 - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
 - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請をすること。ただし、確認対象となった者が、申請書等提出前に、上記6のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(2)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）

- (5) 参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 上記(2)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者として定めることができるものとする。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金 詳細内容は、別紙1のとおり
- (2) 契約保証 契約保証金が必要
詳細内容は、別紙1のとおり

11 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、岡山市物品等一般競争入札実施要綱及び電子入札実施要綱に定めるところによる。

※お問い合わせ先

- パソコン、電子入札システムの操作方法に関すること
岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話(0120)432-198(直通)
- ICカード及びICカードリーダーに関すること
コアシステムが認定した民間認証局にお問い合わせください。
- 入札、契約について
岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市役所本庁5階
岡山市財政局財務部契約課 電話(086)803-1156(直通)

1 入札保証金について

入札参加に当たっては、入札保証金が必要です。ただし、この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は入札保証保険契約を締結したときは、免除とします。

① 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額を納付してください。（入札保証金に代わる担保として、*¹銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができます。）

② 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を契約課へ提出してください。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。入札保証保険契約を締結した場合も同様とします。）

2 契約保証金について

契約締結に当たっては、契約保証金が必要です。次の①～③のいずれかの書類を提出していただきます。保証金額、保険金額又は契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上です。

保 証 の 方 法	提出していただく書類
① 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する* ¹ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
② 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券
③ 契約保証金の納付 （納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）	契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し

*¹銀行又は市長が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、その*²契約書の作成期日の午後3時までに領収書を契約課へ提出してください（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。履行保証保険契約を締結した場合も同様とします。）。

*²契約書の作成期日とは市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内をいう。

再入札の実施について（お知らせ）

1 回目の入札で有効な入札書を提出した方がない
（許容価格の範囲内で入札書を提出した方がない）場合は、
2 回目の入札（再入札）を行います。

○再入札案件の有無については、岡山県電子入札共同利用システムの「調達案件一覧」でご確認ください。なお、再入札を行う場合、通知書（メール）を発行します。

○再入札に参加できる方は、1 回目の入札参加者に限ります。

○再入札をする場合は、1 回目の入札の開札日の午後 4 時までを入札受付時間とし、同日午後 4 時以降に開札を行います。

○再入札で入札金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、「再入札金額登録」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。

※再入札の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システム 受注者様向け操作マニュアル 一般競争入札（オープン方式）」をご覧ください。

新庁舎調達什器共通仕様書

令和7年6月

岡山市

1 適用

この新庁舎調達什器共通仕様書は、令和8年5月末竣工予定の岡山市新庁舎に納入する新規什器（以下「納入品」という。）の調達業務に適用するものである。

2 業務概要

納入品は、別紙1「新庁舎調達什器個別仕様書」にある規格・品質を有するものとし、あわせて納入場所への搬入・組立・設置・据付業務を含むものとする。

なお、岡山市（以下「本市」という。）は庁舎移転に関する実施計画の策定及び監理等の業務をSBSロジコム株式会社（以下「移転監理受託者」という。）に委託している。納入品の搬入や設置にあたっての工程や調整・取りまとめは、本市及び移転監理受託者等に協議し、指示に従うものとする。

3 関係者

本市、移転監理受託者及びその他の関係者と協議調整を行い、円滑な業務対応にあたるものとする。

※主な関係者

- ・岡山市総務局総務部庁舎管理課及び本市職員
- ・「岡山市新庁舎移転及び執務環境整備業務委託」受託者：SBSロジコム（株）
- ・「岡山市新庁舎基本・実施設計業務委託」受託者：山下設計・丸川建築設計共同企業体
- ・「岡山市新庁舎整備事業庁舎建築工事」受注者：大成建設（株）・ライフデザイン・カバヤ（株）・（株）重藤組特定建設工事共同企業体
- ・「岡山市新庁舎整備事業庁舎建築に伴う電気設備工事」受注者：（株）中電工・旭電業（株）・カジノン（株）特定建設工事共同企業体
- ・「岡山市新庁舎整備事業庁舎建築に伴う空調設備工事」受注者：ダイダン（株）・（株）テクノ菱和・山陽技研（株）特定建設工事共同企業体
- ・「岡山市新庁舎整備事業庁舎建築に伴う衛生設備工事」受注者：斎久工業（株）・（株）中央設備・五洋工業（株）特定建設工事共同企業体
- ・その他、別途発注工事受注者
- ・通信設備関連事業者
- ・システム関連事業者
- ・その他、新庁舎の設備の保守・点検を行う委託受託者
- ・新庁舎関連委託受託者
- ・その他、新規什器等の納入に関係する者

4 納入場所

岡山市新庁舎内の指定する場所

（岡山市北区大供一丁目1番1号（表記は予定））

5 納入期限

令和8年8月21日（金）まで

※新庁舎竣工後の納入とする（令和8年5月末竣工予定）。

※納入品の搬入・組立・設置・据付の具体的な日時は、契約後に本市及び移転監理受託者と協議の上、決定するものとする。

※ただし、別紙1「新庁舎調達什器個別仕様書」に別の納入期限が記載されている場合は、上記期限によらず当該日を納入期限とする。また、移転業務等、本市の都合により、納入期限の変更について協力を求める場合がある。

6 納入品

(1) 納入品の仕様について

納入品の性能、仕様、寸法等は、別紙1「新庁舎調達什器個別仕様書」及び別紙4「実施レイアウト図」を確認し、厳守すること。

ア 納入品は、新品であること。

イ 納入品の色等については、契約後に貼り地・板見本などのサンプル等を用いて、本市と協議の上、決定するものとする。

ウ 安心かつ安全に製品を利用できるよう、製品保証期間を定めたJOIFA（一般社団法人日本オフィス家具協会）の会員であるメーカーの製品であり、「オフィス家具製品安全基準のガイドライン」に準拠した製品であること。また、製品には認定シールが貼付けされていること。

※開札日時点で、JOIFAの会員であること。

※別紙1「新庁舎調達什器個別仕様書」特記事項で適合対象外の品目はこの限りではない。

エ 原則、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の判断基準に適した製品であること。

オ 納入品は品質マネジメントシステム「ISO9001」及び環境マネジメントシステム「ISO14001」を認証取得しているメーカーの製品であり、ホームページ・カタログ等でそのメーカーの認証が確認できること。また、認証取得が証明できる登録証（認証状）の写しを本市に提出すること。

※「ISO9001」及び「ISO14001」の認証取得に関しては、開札日時点で有効なものであること。また、ISO認証取得者とは、（公財）日本適合性認定協会（JAB）によって認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証（認証状）を取得しているもの、又は国際認定機関フォーラム（IAF）相互承認グループに加盟している認定機関から審査登録機関として認定された機関発行の有効期間内の登録証（認証状）を取得しているものを指し、付属書による認証取得者は除くものとする。

※別紙1「新庁舎調達什器個別仕様書」特記事項で適合対象外の品目はこの限りではない。

- カ 原則、木質材質や塗装などは、VOC（揮発性有機化合物）対策としてホルムアルデヒド放散等級が「F☆☆☆☆（エフフォースター）」の基準を満たした製品であること。
- キ 納入品は、別紙1「新庁舎調達什器個別仕様書」に記載する基準品、参考例示品、または同等品を選定すること。
- ク 同等品とは、別紙1「新庁舎調達什器個別仕様書」に記載する基準品と同等以上の品質・性能・形状等を有するもので、特記事項の内容を満たし、原則として寸法が同じ製品であって、本市が認定したものとする。なお、特記事項が記載されていない製品については基準品の仕様をおおむね満たす製品であること。
- ケ 什器メーカー等からの引受証明書を受けた製品であること。（入札公告参照）
- コ 公告日時点から開札、納品までに納入予定の製品が廃番となった場合、その対応について本市と協議の上、決定するものとする。
- サ 落札後、納入までに納入予定の製品の後継機種が発売され、後継機種を納入する場合には、本市の確認を取り、了承を得たうえで納入すること。
- シ 納入後、万が一本仕様を満たさない製品であることが確認された場合は、無償で本仕様を満たすものに交換すること。

（2）同等品申請について

- ア 同等品で入札に参加を希望する場合は、別紙6「同等品申請書」を公告文に記載する質問として指定の期限、方法で提出し、本市の認定を得ること。
- イ 別紙6「同等品申請書」には、メーカー名、カタログ情報、品名、品番、仕様規格等、基準品との相違点、メーカー希望小売価格（税別）等を記載し、同等品の画像（写真）及び同等品が掲載されているカタログ（最新版）の写しを添付すること。
- ウ イの同等品の画像（写真）は、A3サイズの別紙にも、5cm×5cm程度のカラー画像（写真）で整理番号順に貼り付け申請書に添付すること。また、印刷した場合に目視確認しやすいものであること。
- エ 同等品は原則、公告日時点でカタログに掲載されている既製品とし、追加購入及び部品交換発注などに迅速な対応が可能かつ安定供給が確保された製品であること。
やむを得ず、特注品（輸入品含む。）等の既製品ではない製品にて同等品申請をする場合は、別紙6「同等品申請書」に必要事項の記入に加え、納入実績、メーカー製作詳細図（詳細仕様書含む。）を添付すること。
- オ 規格等の確認のため、本市から現物確認を求められた場合は、速やかに本市へサンプル品を提出すること。サンプル品を確認し、その性能・機能性・堅牢性・意匠性などを検討した上で、同等品認定の可否を決定する。サンプル品は確認後に返却するので受け取りに来ること。なお、サンプル品に関わる一切の費用については、同等品申請者の負担とする。
- カ 基準品の寸法と差異がある場合は、別紙4「実施レイアウト図」のとおり問題なく配置できる

根拠を別紙6「同等品申請書」の基準品との相違点の欄に記載すること。また、本市から当該申請品の配置レイアウト作成を要請された場合は、速やかにCADデータを受け取り対応すること。尚、CADデータの形式はJWWとする。

キ 同等品認定の可否については、質問の回答にあわせて本市ホームページに掲載する。

(3) 納入品の設置エリアと数量

納入品の設置エリアとエリア毎の数量は、別紙1「新庁舎調達什器個別仕様書」のとおりとする。

ただし、別紙4「実施レイアウト図」の内容が、公告日以降、組織改正等に伴って変更になる可能性があるため、納入品の設置・据付は本市と協議の上、変更後のレイアウトに合わせた対応をすること。

7 納入品の搬入・組立・設置・据付

(1) 前提

ア 納入品は、変更後のレイアウトにより指定された場所に設置・据付すること。ただし、やむを得ず設置場所の変更等が生じた場合には、本市に確認を行い、その指示に従うこと。

イ 納入にあたっては、本市担当職員と納入品の仕様が確認できるカタログ等を用いて、製品の仕様の確認、納入順序、設置場所、納入時期等について事前に打合せを行い、本市の承認を得ること。

ウ 搬入・設置については、事前に作業工程を本市担当職員と協議の上、綿密な作業工程表を作成し、本市に提出すること。当該作業工程表をもとに、移転監理受託者やその他関係者と協議・調整をすること。

エ 搬入や設置にあたって、岡山市新庁舎整備事業庁舎建築工事及びその他関連工事等の受注者と打合せ等が必要になった場合は速やかに対応すること。

(2) 搬入・組立・設置・据付の日時

ア 納入品の搬入・組立・設置・据付の日時は、契約後に本市及び移転監理受託者と協議の上、決定するものとする。

イ 搬入と組立・設置・据付は別日の場合がある。

ウ 搬入日や作業日が、土・日・祝日、時間帯が夜間になることも前提とすること。

(3) 搬入・組立・設置・据付の作業

ア 供給者は安全性を重視して、本市から指定された日に納入品の搬入・組立・設置・据付を行うこと。また、場合によっては、納入日とは別の日に組立・設置・据付を行うこと。

イ 設置・据付場所については、移転監理受託者による墨出しに従うこと。また、現地にて墨出しとの整合に疑義が生じた場合には、ただちに本市に報告を行い、本市及び移転監理受託者と協議の

上、決定すること。

ウ 設置・据付にあたっては、特に収納庫や棚类等指定のある製品には転倒防止策として、別紙5「転倒防止基準書」にある必要な措置（壁固定、床固定、製品同士の連結、天つなぎ等）を施すこと。

エ 新庁舎の仕上げ都合等により、別紙5「転倒防止基準書」に定める方法以外の固定が必要な場合は、事前に固定の場所と方法等についての計画を本市へ提出し、承認を得た上で対処すること。また、あわせて安全性等について十分な説明を本市に行うこと。なお、設置場所の床については、直床とOAフロアとがある。その内、主に執務エリアは次の仕様となっている。

OAフロア：（メーカー名）オーエム機器株式会社 （品名）OP2-3R、OP2-5R

オ 納入品の搬入・組立・設置・据付により発生する梱包材等の不要物の処理については、供給者の責任において持ち帰り、関係法令等に従い適正に処分すること。

（4）自主検査・検査・立会確認

納入完了時に、納品書をもってその旨を本市に通知し、検査を受けること。また、本市の検査に立合うこと。

ア 納入品の設置・据付の後に、本市の検査に先立って、本市の指示に従い、納入品の仕様や数量等を自主的に検査すること。不備があれば、本市検査前には是正措置を実施し、当該措置の完了を本市に報告すること。

イ 納入品の設置・据付の後に、納入年月日、数量、納入メーカー名等を記載した納品書と納入品の取扱説明書を提出すること。

ウ 納入品について、本市の要請があった場合は、取扱いについて現地にて適宜説明を行うこと。

エ 納入品について、事前に本市と協議のうえ、納入物品明細書の品目を本市の備品登録単位に整理し、提出すること。その後、本市が備品シール作成し交付するので、供給者にて貼付けすること。また、なお、各納入品へのシール貼付箇所およびシールに記載する年月日等の項目は、別途本市より立会検査前に指示するものとする。

オ 納入品の所管課名、購入年月日等の本市が指定する項目をMicrosoft Excel形式で取りまとめ、そのデータをCD-R等の電子媒体で納入すること。また、データは、Microsoft Office 2019で読み取ることができるものとする。

カ 以上の手続きや作業に必要な費用は、供給者の負担とする。

8 製品保証、アフターサービス

- （1）日本オフィス家具協議会（JOIFA）のガイドラインに沿って保証することとし、外装表面仕上げの保証期間は1年、可動部の保証期間は2年、構造体に関わる部分の保証期間は3年とする。
- （2）修理、部品交換が必要となった場合は、発生より1か月以内に修理対応可能なメーカーの製品であ

ること。

- (3) 納入品に不具合が生じた場合は、交換対応のみならず不具合に至った原因を詳細に本市に報告し、必要に応じ全数点検を実施するなど万全なメーカーの協力体制が整っていること。また、その体制図を本市に提出すること。

9 業務に付随する作業条件

(1) 体制

契約締結後速やかに、搬入と組立・設置・据付等業務従事者の体制表を本市に提出すること。また、本市や移転監理受託者等との連絡方法として、電話以外に必ず電子メールが使えるようにすること。

(2) 新庁舎敷地内現地確認

搬入動線や養生敷設箇所等の確認を目的とした事前の現地確認が必要な場合は、新庁舎引渡しの前後を問わず、本市及び新庁舎整備工事業者と協議の上、実施すること。

(3) 搬入ルールに関する説明会

移転監理受託者が行う搬入ルールに関する説明会に出席し、移転監理受託者が定める搬入管理に関するルールについて遵守すること。なお、残材や作業資材の搬出等も、本ルールに含まれるものとする。

(4) 作業の事前申請

ア 本市の指示に従い、作業や車両搬入及びエレベーター使用等の申請を、移転監理受託者の定める期日までに申請すること。

イ 作業や搬入等の管理に関する調整は移転監理受託者が行うが、供給者は移転監理受託者が開催する調整会議に出席し、搬入が可能な日時の最終確認を行うこと。

(5) 作業及び搬入

ア 取り決められた指定動線以外を搬入動線としては使用しないこと。車両を使用する際は、本市及び移転監理受託者が取り決めた走行ルート、駐車、荷下し・荷積みの作業場所以外は使用しないこと。また、安全を期するため、供給者の責任で適切な人員を配置し、車両誘導及び安全管理を行うこと。

イ 駐車可能な搬入車両は4t車までとする。接車場は、本市で用意する。

ウ 敷地内に作業関係者の駐車場は用意されない。

(6) 作業許可証の受領・携帯

(4)の申請作業について、移転監理受託者が作業及び搬入に関して発行する許可証の受領なしに

行うことはできない。受領した許可証は、作業日に責任者が携帯し、関係者の求めに応じて提示を行うこと。

(7) 使用可能なエレベーター（以下「EV」という。）

搬入等に使用するEVは、作業許可の範囲に含まれ、移転監理受託者から以下の＜新庁舎EVの概要＞に記載のEVから指示をする。使用時間について、許可時間より延長して使用しないこと。やむを得ずEVの使用割り当て時間以外に業務を行う場合は、本市及び移転監理受託者と調整協議の上、決定するものとする。

＜新庁舎EVの概要＞

名称・停止階※	仕様
西1～3号機 東1～3号機 (B1～15F)	積載重量 1,150 kg、定員 17名、2枚戸中央開閉式、速度 210m/min 出入口寸法：幅 1,000 mm、高さ 2,100 mm かご内寸：幅 1,800 mm、奥行き 1,500 mm、高さ 2,350 mm
西4号機 (B1～15F)	積載重量 1,150 kg、定員 17名、2枚戸中央開閉式、速度 120m/min 出入口寸法：幅 1,000 mm、高さ 2,100 mm かご内寸：幅 1,800 mm、奥行き 1,500 mm、高さ 2,350 mm
東4号機 (B1～15F)	積載重量 1,800 kg、定員 27名、4枚戸中央開閉式、速度 120m/min 出入口寸法：幅 1,600 mm、高さ 2,500 mm かご内寸：幅 1,800 mm、奥行き 2,100 mm、高さ 2,700 mm
北1号機 (B2～6F)	積載重量 1,150 kg、定員 17名、2枚戸中央開閉式、速度 105m/min 出入口寸法：幅 1,000 mm、高さ 2,100 mm かご内寸：幅 1,800 mm、奥行き 1,500 mm、高さ 2,350 mm
北2号機 (B2～5F)	積載重量 900 kg、定員 13名、2枚戸中央開閉式、速度 105m/min 出入口寸法：幅 900 mm、高さ 2,100 mm かご内寸：幅 1,600 mm、奥行き 1,350 mm、高さ 2,300 mm

※停止階の詳細は現地等で確認すること。

(8) 内覧会等の式典

新庁舎竣工後に内覧会等や式典を予定しているが、その時の作業及び搬入は、本市及び移転監理受託者からの指示に従うこととし、作業員動線や音出し作業の制約があることを想定すること。

(9) 作業及び搬入時等のトラブル

作業及び搬入については、全ての作業員が本市及び移転監理受託者の指示に従うこと。指示に従わない等業務中にトラブルが生じた場合は、本市の求めに応じて顛末に関する報告書等をただちに提出し、他作業における再発防止策を報告すること。

(10) 養生

- ア 搬入ルートにおける各所の戸枠、共用廊下（壁面、床面）、屋内階段、E V等、別紙3「基幹養生範囲図」に記載の基幹養生敷設とその保守管理、撤去は移転監理受託者にて行う。
- イ 搬入に必要な場所及び本市の指示した場所が基幹養生範囲以外であった場合は、供給者にて都度、養生の敷設と撤去を適切な方法で行うこと。また、供給者が敷設した養生を撤去した後は、供給者の負担で清掃を実施し、原状に復さなければならない。
- ウ 供給者の使用によって基幹養生が破損した場合には、供給者の費用負担で移転監理受託者にてただちに修繕を行うこととする。なお、基幹養生の破損確認の方法や多数業者が同時に搬入を行った場合の費用負担等の詳細については、搬入ルールに関する説明会において移転監理受託者から示されるルールに従うこと。また、供給者の作業終了後に適切に養生を行わなかった等の事由により、搬入経路・作業場所等に破損、汚損が生じた場合には、供給者の費用負担にて、本市の指示により原状回復を行うこととする。

(11) 墨出し

納入品のデスク等設置場所に関する墨出しは、納入品搬入前までに移転監理受託者にて、什器の角（カド）、各2～4箇所を行う。これら以上の墨出しが必要な場合は、必要に応じて供給者が作業調整を行い、自ら追加の墨出し作業を行うこと。

(12) 業務時間

- ア 原則として、当該業務は24時間実施可能とする。
- イ 作業や搬入は正確かつ迅速に行い、本市職員の業務に支障をきたすことのないよう十分に配慮し、指定された期日内に完了させること。

(13) 納入品取扱い及び建物への配慮

本市の財産に、破損、紛失、汚損等が生じないよう慎重を期すること。万が一、破損、紛失、汚損等が生じた場合は、供給者の責任と費用負担により、本市の指示により修復を行うこと。

(14) 賠償責任

供給者は、必要な関係法令を遵守し、来庁者等の第三者のほか、本市職員等の安全を確保するとともに、常に安全管理に努め、事故のないように万全を期さなければならない。

業務中に次の事故が発生した場合は、遅滞なく本市に報告し、その損害の補償等は供給者の責任において行うこと。

- ア 第三者のほか、本市職員等の人身事故
- イ 業務車両等におけるすべての人身事故及び物損事故

- ウ 敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付属する設備に対する事故
- エ 納入品等に関する事故
- オ その他、供給者の責務に帰すべき事由に基づく事故

(15) 遵守事項

- ア 業務従事者には服装の統一、腕章等の着用をさせ、本業務の従事者であることが明らかに認識できるようにすること。
- イ 入退館については供給者の責任者において作業員をとりまとめの上、指定の出入口を使用すること。
- ウ 業務に直接関係ない場所に立ち入らないこと。
- エ 休憩、飲食等は本市の指示に従って行うこと。また、敷地内は全面禁煙とする。
- オ EV等の設備を使用する時は本市の指示に従うこと。
- カ 火気使用等の安全管理には特段の注意を払うこと。
- キ 本業務によって知り得た本市情報を第三者に漏らし、あるいは他の目的で使用してはならない。供給者は情報管理を徹底し、不備により本市が被害を受けた場合には、その責任を負うものとする。

(16) 業務実施上の留意事項

- ア 納入品等はそれぞれの特性、規格、用途に応じ最も適した方法で梱包、運搬等を行い、業務中の損傷、破損等がないように十分配慮すること。
- イ 業務実施に当たっては、近隣住民及び第三者の安全についても十分配慮し、注意を払うこと。
- ウ 納入品配送時、公道でのトラック積替作業は厳禁とする。
- エ 法の定める資格を要する業務については、有資格者を確保し実施すること。また、法令の規定を遵守し、安全業務に努めること。
- オ 搬入期間中は気象状況に留意し、十分な対策を講じること。

(17) 環境への配慮

- ア 搬入車両は、ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示、または提出すること。
- ウ アイドリングストップを徹底すること。

(18) 報告

- ア 供給者は、業務当日の業務実施状況と終了時の報告を本市、移転監理受託者に報告すること。
- イ 供給者は、業務内容、納入品について不測の事態あるいは事故等が発生した場合は、速やかにその内容を本市に報告し、指示を受け、解決を図ること。また、その後の対応策及びその経過も報告すること。

10 その他

(1) 見積金額、契約金額について

現地下見、納入品の運搬、養生、搬入・組立・設置、梱包資材の処分、その他調整及び納品確認（品質材料、数量、規格等の妥当性の確認）等、本業務の遂行に必要な経費を全て含むものとする。

(2) 支払いについて

検査合格後、供給者の請求に基づき支払うものとする。

(3) 疑義等について

この仕様書に定めのない事項や、仕様書記載の業務内容に疑義が生じた場合、本市と供給者で協議の上、決定する。

【担当課】

総務局総務部庁舎管理課 清水、三木
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話番号：086-803-1152
電子メール：choushakanri@city.okayama.jp

■添付資料 (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012483.html> へ掲載)

- 別紙1 新庁舎調達什器個別仕様書
- 別紙2 新庁舎搬入ルート図
- 別紙3 基幹養生範囲図
- 別紙4 実施レイアウト図
- 別紙5 転倒防止基準書
- 別紙6 同等品申請書

別紙1 新庁舎調達什器 個別仕様書 (傘立て他)

整理番号	JOIFA	基準No	フロア	設置エリア	特記事項	品名 (一般名称)	基準品						参考例示品①						参考例示品②									
							品番	品名	数量	W	D	H	メーカー	加割	定価 (税)	品番	品名	メーカー	加割	定価 (税)	外寸法 (W×D×H)	品番	品名	メーカー	加割	定価 (税)	外寸法 (W×D×H)	
1	●	124	1F	サービスエリア	・荷物の積み降ろし時、傾斜地での停車に安全なベダルブレーキが付属していること	台車 (折り畳み式・ハンドル付)	TK-40	工場用什器 手押車	3	790	1240	830	ココヨ	866	99,100	WCT-301NG	運搬車 折りたたみハンドルタイプ	イトーキ	687	39,600	W920xD610xH900	同等品なし						
2	●	125	1F	給湯・休憩コーナー	・天板および扉には耐久性の高いメラミン化粧板を使用していること ・扉にはソフトダンパーを使用し、音を立てずに静かに閉じることが可能であること ・配線機能があり、電化製品のコードを美しく収納可能であること ・引き出しは十分な高さがあり、コーヒーなどを立てたまま収納することが可能であること (高さ150mmまで) ・扉内部には飲料水の保管用に2リットルのペットボトルが収納可能であること	キッチンボード	BK-EK618APAWNN	イートインラティハイタイプキッチン	1	600	450	1800	ココヨ	794	226,000	HAK-618AWN-W9	木製キッチンキャビネット	イトーキ	493	163,500	W598xD440xH1800	L859CX-ML07	カップケース	オカムラ	674	244,700	W600xD450xH1800	
3	●	126	1F	給湯・休憩コーナー	・L型で本体・壁に密着する形状であること	壁固定金具	PE-L1N	転倒防止用品 収納家具用壁固定金具	1	-	-	-	ココヨ	744	260	EQ-A41-W9	壁固定金具 2個セット	イトーキ	491	3,580	W40xD120xH70xt1.6	FHL018X-Z25	転倒防止用品 収納家具用壁固定金具	オカムラ	723	680		
4	×	127	1F	宿直室 (庁舎管理課)	・折り畳み収納ができること ※共通仕様書記載の6-①-Aの適合対象外とする	ベッドフレーム (折り畳み)	S-BS-1153-Y	折りたたみベッドフレーム	1	950	1985	560	オリバー	577	142,000	同等品なし						同等品なし						
5	×	128	1F	宿直室 (庁舎管理課)	・厚さ150mm程度であること ・コイルスプリング式のマットレスであること ※共通仕様書記載の6-①-Aの適合対象外とする	マットレス (折り畳み)	S-BM-1153	折りたたみマットレス	1	900	1960	150	オリバー	577	50,000	同等品なし							同等品なし					
6	●	164	M2F	休養室1	・キャスター付きであること	医療ベッド (キャスター付き)	HP-B100F1	医療用ベッド 一般ベッド キャスター付き	4	910	2130	1000	ココヨ	961	73,400	SH-1400	フラットハイローベッド	シコリス	-	オープン価格	W910xD2024xH890	L860YCP-B711	医療用 スチール製ベッド	オカムラ	827 286	134,200	W910xD2040xSH460	
7	●	165	M2F	休養室1	・厚さ100mm程度であること	医療ベッド用マットレス	HP-BM70NN	医療用ベッド ファイバーマットレス	4	850	1910	100	ココヨ	961	50,500	MB-2510L	ダブルウェーブマットレス	シコリス	-	オープン価格	W900xD1950xH80	L864JYP-X542	医療用 ダブルウェーブマットレス	オカムラ	827 286	40,000	W830xD1910x厚80	
8	●	166	M2F	仮眠室 (防災センター) (庁舎管理課)	・キャスター付きであること	医療ベッド (キャスター付き)	HP-B100F1	医療用ベッド 一般ベッド キャスター付き	1	910	2130	1000	ココヨ	961	73,400	SH-1400	フラットハイローベッド	シコリス	-	オープン価格	W910xD2024xH890	L860YCP-B711	医療用 スチール製ベッド	オカムラ	827 286	134,200	W910xD2040xSH460	
9	●	167	M2F	仮眠室 (防災センター) (庁舎管理課)	・厚さ100mm程度であること	医療ベッド用マットレス	HP-BM70NN	医療用ベッド ファイバーマットレス	1	850	1910	100	ココヨ	961	50,500	MB-2510L	ダブルウェーブマットレス	シコリス	-	オープン価格	W900xD1950xH80	L864JYP-X542	医療用 ダブルウェーブマットレス	オカムラ	827 286	40,000	W830xD1910x厚80	
10	×	168	M2F	仮眠室 (防災センター) (庁舎管理課)	・折り畳み収納ができること ※共通仕様書記載の6-①-Aの適合対象外とする	ベッドフレーム (折り畳み)	S-BS-1153-Y	折りたたみベッドフレーム	1	940	1980	560	オリバー	577	142,000	同等品なし							同等品なし					
11	×	169	M2F	仮眠室 (防災センター) (庁舎管理課)	・厚さ150mm程度であること ・コイルスプリング式のマットレスであること ※共通仕様書記載の6-①-Aの適合対象外とする	マットレス (折り畳み)	S-BM-1153	折りたたみマットレス	1	900	1960	150	オリバー	577	50,000	同等品なし							同等品なし					
12	●	187	2F	執務室2-2	・15本程度収納できること	傘立て	US-A160CNN	傘立て 15本用	1	450	300	540	ココヨ	512	41,000	LCA-115	傘立て L C丸パイプ型	イトーキ	681	33,200	W300xD300xH460	L975AA-A01	傘立て L975 オープンタイプ	オカムラ	837	31,300	W424xD300xH500	
13	●	315	2F	執務室2-1	・30本程度収納できること ・隣の傘と干渉しにくい筒状タイプであること	傘立て	US-182SAW	傘立て 30本用	6	485	322	500	ココヨ	512	69,500	VWF-341	傘立て ネルタイプキャスター付	イトーキ	681	70,000	W498xD348xH544	L975BB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	89,100	W798xD300xH500	
14	●	496	3F	執務室3-1	・30本程度収納できること ・隣の傘と干渉しにくい筒状タイプであること	傘立て	US-182SAW	傘立て 30本用	10	485	322	500	ココヨ	512	69,500	VWF-341	傘立て ネルタイプキャスター付	イトーキ	681	70,000	W498xD348xH544	L975BB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	89,100	W798xD300xH500	
15	●	564	4F	執務室4-1	・30本程度収納できること	傘立て	US-A161CNN	傘立て 30本用	1	870	300	540	ココヨ	512	57,100	LCA-145	傘立て L C丸パイプ型	イトーキ	681	44,700	W775xD300xH460	L975AB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	42,400	W798xD300xH500	
16	●	607	4F	給湯室北4-1	・天板および扉には耐久性の高いメラミン化粧板を使用していること ・扉にはソフトダンパーを使用し、音を立てずに静かに閉じることが可能であること ・配線機能があり、電化製品のコードを美しく収納可能であること ・引き出しは十分な高さがあり、コーヒーなどを立てたまま収納することが可能であること (高さ150mmまで) ・扉内部には飲料水の保管用に2リットルのペットボトルが収納可能であること	キッチンボード	BK-EK910APAWNN	イートインラティキッチンカウンター	3	900	450	1000	ココヨ	794	185,000	HAK-909AWN-W9	木製キッチンキャビネット	イトーキ	493	150,200	W898xD440xH970/910	L859CL-ML07	カップケース	オカムラ	674	156,800	W800xD450xH926	
17	●	736	6F	危機管理室 (執務室6-1)	・30本程度収納できること	傘立て	US-A161CNN	傘立て 30本用	1	870	300	540	ココヨ	512	57,100	LCA-145	傘立て L C丸パイプ型	イトーキ	681	44,700	W775xD300xH460	L975AB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	42,400	W798xD300xH500	
18	●	769	6F	休憩室6-1	・天板および扉には耐久性の高いメラミン化粧板を使用していること ・扉にはソフトダンパーを使用し、音を立てずに静かに閉じることが可能であること ・配線機能があり、電化製品のコードを美しく収納可能であること ・引き出しは十分な高さがあり、コーヒーなどを立てたまま収納することが可能であること (高さ150mmまで) ・扉内部には飲料水の保管用に2リットルのペットボトルが収納可能であること	キッチンボード	BK-EK918APAWNN	イートインラティハイタイプキッチン	1	900	450	1800	ココヨ	794	263,000	HAK-918AWN-W9	木製キッチンキャビネット	イトーキ	493	213,000	W898xD440xH1800	L859CA-ML07	カップケース	オカムラ	674	248,700	W900xD450xH1800	
19	●	770	6F	休憩室6-1	・L型で本体・壁に密着する形状であること	壁固定金具	PE-L1N	転倒防止用品 収納家具用壁固定金具	1	-	-	-	ココヨ	744	260	EQ-A41-W9	壁固定金具 2個セット	イトーキ	491	3,580	W40xD120xH70xt1.6	FHL018X-Z25	転倒防止用品 収納家具用壁固定金具	オカムラ	723	680		
20	●	777	6F	仮眠室2	・下置き専用であること ・本体アジャスター、連結用ボルトナット、連結穴埋めキャップ、名指しシートが付属していること ・中期は固定式であること ・扉付きタイプには、扉開放状態でのストッパー機構が付属していないこと	スチール製靴箱	SBX-K26TSAW	シューズBOX ワイド扉有 2 X 6	1	600	380	1650	ココヨ	647	166,000	HDS-6826TB-WEW7	シューズボックス 12人用 中棚付	イトーキ	515	165,400	W600xD381xH1800	9346KF-Z13	シューズロッカー 扉付き 3 x 4	オカムラ	720	143,500	W900xD400xH1790	
21	●	778	6F	仮眠室2	・L型、本体と壁に密着する形状であること	壁固定金具	PE-L4N	周辺用品 固定金具 壁固定金具	1	55	120	35	ココヨ	744	895	EQ-A41-W9	壁固定金具 2個セット	イトーキ	491	3,580	W40xD120xH70xt1.6	FHL003X-ZA75	周辺用品 固定金具 壁固定金具	オカムラ	723	1,320		

別紙1 新庁舎調達什器 個別仕様書 (傘立て他)

整理番号	JOIFA	基準No	フロア	設置エリア	特記事項	品名 (一般名称)	基準品							参考例示品①					参考例示品②								
							品番	品名	数量	W	D	H	メーカー	加付	定価 (税)	品番	品名	メーカー	加付	定価 (税)	外寸法 (W×D×H)	品番	品名	メーカー	加付	定価 (税)	外寸法 (W×D×H)
22	●	779	6F	仮眠室3	<ul style="list-style-type: none"> 仕様 【表面材】メラミン化粧板 【エッジ】樹脂押出材 (ABS) 【芯材】パーティクルボード ■要件 ・分別廃棄ができるよう、剥離メラミン化粧板を使用していること ・5色程度から選択可能なこと ・基準No.780の収納庫に取付可能なこと 	収納庫 (天板)	BWUT-W9PAWNN	収納庫 エディア 天板	1	900	450	20	コクヨ	626	19,600	同等品なし					4H11AZ-MG18	収納庫 レクトライン 天板	オカムラ	642	19,200	W900xD400xH15	
23	●	780	6F	仮眠室3	<ul style="list-style-type: none"> 【本体・扉】スチール、焼付塗装 【引手】樹脂成形品 (ABS) 【棚板】スチール、焼付塗装、耐荷重490N (約50kgf) 2枚付き 【錠】シリンダー錠、ラッチ付き ■要件 ・引き手は、ユニバーサルデザイン対応とし大型のもので、指が4本程度入る寸法があること ・衣服等が引っかからないよう、扉の表面には突起物がないこと ・書類等がとりだしやすいよう、引手は本体上方にあること ・本体は、地震などによる収納物の飛び出しの危険性を低減するラッチ付きであること ・本体は、鍵付きであること。 ・開閉が目視でわかるように施・解錠表示機能付きであること。 ・錠は、シリンダー交換だけで鍵管理が容易に行える内筒交換キーであること ・本体は、レイアウトに応じて壁固定・床固定・連結などの転倒防止対策が行えること ・収納効率とデザイン性を考慮し、扉厚は15mm程度、棚板厚は12mm程度とする ・収納物が取り出しやすいように、棚板ピッチが23.4mm程度にて可動 ・扉は、通路の通行を邪魔しないよう180°開くこと ・安全性を考慮し、扉の側面の蝶番部にカバーが付いていること ・蝶番には引き込み機能が内蔵されていること ・引き手の裏には、錠を収納できる鍵ポケットがあること ・背板と側板、背板と天板など本体に隙間がないように、溶接一体構造とすること ・本体カラーは2色程度から選択できること 	収納庫 (両開き)	BWU-SD59SAWN	収納庫 エディア 両開き扉 下置き	1	900	450	1050	コクヨ	604	77,400	同等品なし					4B33ZF-ZA75	収納庫 レクトライン 両開き扉 上/下置き	オカムラ	629	74,460	W900xD450xH1050	
24	●	781	6F	仮眠室3	<ul style="list-style-type: none"> 仕様 【本体】スチール、焼付塗装 ■要件 ・床との隙間ができにくいダブル構造のベースであること ・アジャスター (調整幅0~25mm程度) 付きであること ・基準No.780の収納庫に取付可能なこと 	収納庫 (ベース)	BWUB-W9SAW	収納庫 エディア ダブルベース	1	900	438	50	コクヨ	626	15,300	同等品なし					4B9CWZ-ZA75	収納庫 レクトライン ダブルベース	オカムラ	640	16,600	W900xD450xH50	
25	●	782	6F	仮眠室3	<ul style="list-style-type: none"> ・下置き専用であること ・本体アジャスター、連結用ボルトナット、連結穴埋めキャップ、名指しシートが付属していること ・中棚は固定式であること ・扉付きタイプには、扉開放状態でのストッパー機構が付属していないこと 	スチール製靴箱	SBX-K26TSAW	シューズBOX ワイド扉有 2 X 6	1	600	380	1650	コクヨ	647	166,000	HDS-6826TB-WEW7	シューズボックス 12人用 中棚付	イトーキ	515	165,400	W600xD381xH1800	9346KF-Z13	シューズロッカー 扉付き 3×4	オカムラ	720	143,500	W900xD400xH1790
26	●	783	6F	仮眠室3	<ul style="list-style-type: none"> ・L型、本体と壁に密着する形状であること 	壁固定金具	PE-L4N	周辺用品 固定金具 壁固定金具	1	55	120	35	コクヨ	744	895	EQ-A41-W9	壁固定金具 2個セット	イトーキ	491	3,580	W40xD120xH70xt1.6	FHL003X-ZA75	周辺用品 固定金具 壁固定金具	オカムラ	723	1,320	
27	●	823	7F	市長受付 (秘書課)	<ul style="list-style-type: none"> ・2枚のプレートに紙をはさんで使用できること 	サインスタンド	GB-S11N	アクセサリ 紙挟み型サインスタンド	1	305	250	1200	コクヨ	513	41,700	BNS-SA4-Z5	サインスタンド	イトーキ	562	40,300	W301xD300xH830~1290	L978GB-ZA75	サインスタンド	オカムラ	838	38,800	W250xD280xH1200
28	●	860	7F	執務室7-1 (秘書課) ・給湯室7-1	<ul style="list-style-type: none"> ・15本程度収納できること 	傘立て	US-A160CNN	傘立て 15本用	1	450	300	540	コクヨ	512	41,000	LCA-115	傘立て LC丸パイプ型	イトーキ	681	33,200	W300xD300xH460	L975AA-A01	傘立て L975 オープンタイプ	オカムラ	837	31,300	W424xD300xH500
29	●	875	7F	給湯室7-2	<ul style="list-style-type: none"> ・天板および扉には耐久性の高いメラミン化粧板を使用していること ・扉にはソフトダンパーを使用し、音を立てずに静かに閉じることが可能であること ・配線機能があり、電化製品のコードを美しく収納可能であること ・引き出しは十分な高さがあり、コーヒー瓶などを立てたままで収納することが可能であること (高さ150mmまで) ・扉内部には飲料水の保管用に2リットルのペットボトルが収納可能であること 	キッチンボード	BK-EK918APAWNN	イトインラティ ハイタイプキッチン	1	900	450	1800	コクヨ	794	263,000	HAK-918AWN-W9	木製キッチンキャビネット	イトーキ	493	213,000	W898xD440xH1800	L859CA-ML07	カップケース	オカムラ	674	248,700	W900xD450xH1800
30	●	876	7F	給湯室7-2	<ul style="list-style-type: none"> ・L型で本体・壁に密着する形状であること 	壁固定金具	PE-L1N	転倒防止用品 収納家具用 壁固定金具	1	-	-	-	コクヨ	744	260	EQ-A41-W9	壁固定金具 2個セット	イトーキ	491	3,580	W40xD120xH70xt1.6	FHL018X-Z25	転倒防止用品 収納家具用 壁固定金具	オカムラ	723	680	
31	●	877	7F	給湯室7-2	<ul style="list-style-type: none"> ・天板および扉には耐久性の高いメラミン化粧板を使用していること ・扉にはソフトダンパーを使用し、音を立てずに静かに閉じることが可能であること ・配線機能があり、電化製品のコードを美しく収納可能であること ・引き出しは十分な高さがあり、コーヒー瓶などを立てたままで収納することが可能であること (高さ150mmまで) ・扉内部には飲料水の保管用に2リットルのペットボトルが収納可能であること 	キッチンボード	BK-EK910APAWNN	イトインラティ キッチンカウンター	2	900	450	1000	コクヨ	794	185,000	HAK-909AWN-W9	木製キッチンキャビネット	イトーキ	493	150,200	W898xD440xH970/910	L859CL-ML07	カップケース	オカムラ	674	156,800	W800xD450xH926

別紙1 新庁舎調達什器 個別仕様書 (傘立て他)

整理番号	JOIFA	基準No.	フロア	設置エリア	特記事項	品名 (一般名称)	基準品		外寸法					参考例示品①					参考例示品②									
							品番	品名	数量	W	D	H	メーカー	加付	定価 (税)	品番	品名	メーカー	加付	定価 (税)	外寸法 (W×D×H)	品番	品名	メーカー	加付	定価 (税)	外寸法 (W×D×H)	
32	●	885	7F	執務室7-2 (行政執行適正化推進課)	・15本程度収納できること	傘立て	US-A160CNN	傘立て 15本用	1	450	300	540	コクヨ	512	41,000	LCA-115	傘立て LC丸パイプ型	イトーキ	681	33,200	W300xD300xH460	L975AA-A01	傘立て L975 オープンタイプ	オカムラ	837	31,300	W424xD300xH500	
33	●	918	7F	執務室7-3	・30本程度収納できること ・隣の傘と干渉しにくい筒状タイプであること	傘立て	US-182SAW	傘立て 30本用	2	485	322	500	コクヨ	512	69,500	VWF-341	傘立て パネルタイプキャスター付	イトーキ	681	70,000	W498xD348xH544	L975BB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	89,100	W798xD300xH500	
34	●	2194	7F	会議室7-1~7-2	フレームは5角アルミパイプであること 10脚程度スタッキングができること	会議用椅子	CA555G	軽量アルミバンケットチェア (布)	50	480	555	895	東洋工業	12	51,700	同等品なし						同等品なし						
35	●	2195	7F	会議室7-1~7-2	No.2194のバンケットチェアが積載できる事	会議用椅子	DP-16	バンケットチェア専用台車	5	570	1295	1055	東洋工業	17	91,500	同等品なし							同等品なし					
36	●	1116	8F	執務室8-1	・30本程度収納できること ・隣の傘と干渉しにくい筒状タイプであること	傘立て	US-182SAW	傘立て 30本用	7	485	322	500	コクヨ	512	69,500	VWF-341	傘立て パネルタイプキャスター付	イトーキ	681	70,000	W498xD348xH544	L975BB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	89,100	W798xD300xH500	
37	●	1134	8F	執務室8-2 (監査事務局)	・15本程度収納できること	傘立て	US-A160CNN	傘立て 15本用	1	450	300	540	コクヨ	512	41,000	LCA-115	傘立て LC丸パイプ型	イトーキ	681	33,200	W300xD300xH460	L975AA-A01	傘立て L975 オープンタイプ	オカムラ	837	31,300	W424xD300xH500	
38	●	1145	8F	執務室8-3 (人事委員会事務局)	・15本程度収納できること	傘立て	US-A160CNN	傘立て 15本用	1	450	300	540	コクヨ	512	41,000	LCA-115	傘立て LC丸パイプ型	イトーキ	681	33,200	W300xD300xH460	L975AA-A01	傘立て L975 オープンタイプ	オカムラ	837	31,300	W424xD300xH500	
39	●	1157	8F	執務室8-4 (選挙管理委員会事務局)	・15本程度収納できること	傘立て	US-A160CNN	傘立て 15本用	1	450	300	540	コクヨ	512	41,000	LCA-115	傘立て LC丸パイプ型	イトーキ	681	33,200	W300xD300xH460	L975AA-A01	傘立て L975 オープンタイプ	オカムラ	837	31,300	W424xD300xH500	
40	●	1303	9F	執務室9-1	・30本程度収納できること ・隣の傘と干渉しにくい筒状タイプであること	傘立て	US-182SAW	傘立て 30本用	9	485	322	500	コクヨ	512	69,500	VWF-341	傘立て パネルタイプキャスター付	イトーキ	681	70,000	W498xD348xH544	L975BB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	89,100	W798xD300xH500	
41	●	1470	10F	執務室10-1	・30本程度収納できること ・隣の傘と干渉しにくい筒状タイプであること	傘立て	US-182SAW	傘立て 30本用	9	485	322	500	コクヨ	512	69,500	VWF-341	傘立て パネルタイプキャスター付	イトーキ	681	70,000	W498xD348xH544	L975BB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	89,100	W798xD300xH500	
42	●	1617	11F	執務室11-1	・30本程度収納できること ・隣の傘と干渉しにくい筒状タイプであること	傘立て	US-182SAW	傘立て 30本用	10	485	322	500	コクヨ	512	69,500	VWF-341	傘立て パネルタイプキャスター付	イトーキ	681	70,000	W498xD348xH544	L975BB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	89,100	W798xD300xH500	
43	●	1772	12F	執務室12-1	・30本程度収納できること ・隣の傘と干渉しにくい筒状タイプであること	傘立て	US-182SAW	傘立て 30本用	10	485	322	500	コクヨ	512	69,500	VWF-341	傘立て パネルタイプキャスター付	イトーキ	681	70,000	W498xD348xH544	L975BB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	89,100	W798xD300xH500	
44	●	1912	13F	執務室13-1	・30本程度収納できること ・隣の傘と干渉しにくい筒状タイプであること	傘立て	US-182SAW	傘立て 30本用	8	485	322	500	コクヨ	512	69,500	VWF-341	傘立て パネルタイプキャスター付	イトーキ	681	70,000	W498xD348xH544	L975BB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	89,100	W798xD300xH500	
45	●	2041	14F	執務室14-1	・30本程度収納できること ・隣の傘と干渉しにくい筒状タイプであること	傘立て	US-182SAW	傘立て 30本用	8	485	322	500	コクヨ	512	69,500	VWF-341	傘立て パネルタイプキャスター付	イトーキ	681	70,000	W498xD348xH544	L975BB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	89,100	W798xD300xH500	
46	●	2180	15F	執務室15-1	・30本程度収納できること ・隣の傘と干渉しにくい筒状タイプであること	傘立て	US-182SAW	傘立て 30本用	4	485	322	500	コクヨ	512	69,500	VWF-341	傘立て パネルタイプキャスター付	イトーキ	681	70,000	W498xD348xH544	L975BB-A01	傘立て L975 パネルタイプ	オカムラ	837	89,100	W798xD300xH500	

合計

182

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

㊞

令和8年2月4日 付けで公告のあった **新庁舎調達什器(傘立てほか)**
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社（者）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条
の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と
相違ないことを誓約します。

指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者名

岡山市以外の公共機関から指名停止，指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
-------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

